

## 二国間協力

### —先進諸国の取り組み—



入柿 秀俊

#### ●はじめに

開発途上国の児童労働撤廃に向けて、先進諸国政府は国際機関を通じて支援のみならず、二国間でも独自に様々な協力を行っている。

もともと熱心に開発途上国の児童労働問題に取り組んでいるアメリカでは、アメリカ労働省を中心に毎年六〇〇万ドル規模の予算を投じて支援を行っており、これまで、七〇カ国以上で一五〇万人以上の子どもたちを児童労働から救ってきた。また、EUはグローバルな人権擁護の推進の観点からさまざまな政策文書を示して、児童労働撤廃について積極的な政策対話を行っている。我が国においても、人間の安全保障の観点から、散発的ながら開発援助において児童労働撤廃に資する支援を行ってきた。

#### ●二国間協力の手法

児童労働撤廃に向けた先進諸国の取り組みは、働きかけを行う対象に応じて大きく四つに分類できる。ひとつ目は、開発政策による取り組み、すなわち開発途上国政府に対して政府開発援助(ODA)などを通じて直接支援を行うこと、二つ目は、自国企業に対して、開発途上国の児童労働によって生産された製品を利用してしまうことにならないように働きかけること、三つ目は、自国民に対して、児童労働によって生産された商品消費する恐れのある現状を啓発すること、四つ目は、相手国政府、両国企業、消費者すべてに係わる通商貿易政策による取り組みである。

#### (1) 開発政策による取り組み

先進諸国による開発途上国の児童労働対策の中心的な役割を果たすのがODAによる支援である。しかし、児童労働問題は、同じセクター横断的な課題であっても、環境やジェンダーのように調査研究が進んで、取り組み手法が成熟し、ODAの世界に確たる地歩を築いているというわけではない。このため、各国横並びで比較検討できないような統計も整備されていない点に留意が必要である。

開発途上国政府が自国の児童労働対策として取り組む方策を大雑把に分類すれば、児童労働を規制し、取り締まるための法制度整備、児童労働の被害者となった児童の救済と社会復帰、教育の改善や貧困の削減を通じて児童労働の根本的な原因を除去することの三つに分けることができる。

#### ① 法制度整備支援

児童労働規制のための法整備の点では、国際的な枠組みに沿った対応を促すこととなる。具体的には、開発途上国政府は、まず児童労働撤廃に関する国際条約を批准することが求められる。次いで、こうした国際的な条約の求めるところに従って、国家行動計画を策定するなどして、法制度を整備していくことになる。先進諸国政府は、専門家の派遣や当事国政府職員のトレーニングなどの技術協力を通じて、当該国の問題解決能力の強化を図る。

#### ② 被害者の救済と社会復帰

児童労働の被害者となった児童の救済と社会復帰は、より具体的には、予防の段階から、通報窓口の設置、被害児童を保護するシェルターの運営、社会復帰の支援まで、一貫した行政の対応が求められる。こうした分野への支援は、国際機関やNGOが中心になる場合が多いが、二国間協力においても国際機関やNGOへの支援にとどまらず、援助国政府のノウハウを用いた技術協力が行われるケースがある。我が国が行っているメコン地域における人身取引対策支援はこの一例であるといえる。

### ③教育の改善と貧困の削減

教育の改善と貧困削減は、従来からODAの主要な分野であり、この分野における二国間協力は極めて活発に行われている。教育の欠如や家計の貧困は、児童労働の要因であり、教育水準が向上することや、広い意味での貧困が削減されることは、最終的には児童労働を削減することにつながる。しかし、OECDの調査によれば、公教育支出の割合や所得の増加と児童労働削減との間には相関関係が認められないなど、必ずしも単純な関係にあるわけではない。したがって、意識的に児童労働撤廃を目的に据えて、児童労働撤廃に向けた具体的な活動を組み込んでいくことが必要である。

我が国の支援のなかにも、たとえばラオスの初等教育改善プロジェクトにおいて、児童労働撤廃への働きかけを組み込んだ例があるが、こうしたプロジェクトがどれくらい行われているかについては、先にも触れたとおり、統計がなく、全体像が把握しにくいのが現状である。

### (2)自国企業に対する働きかけ

サプライ・チェーンが全世界に

広がっている現在、先進諸国企業は、直接的に児童労働の当事者とならなくても、不当に児童を雇用する開発途上国企業の製品の需要者となり、間接的に児童労働の加害者となる可能性を常に持っている。こうした事態を放置することは、はなはだしい場合には企業の存亡にも係わる問題となるため、企業の社会的責任(CSR)の一環として、開発途上国の児童労働問題に取り組み企業も数多い。

こうした企業の活動を後押しすることも、先進諸国政府の重要な取り組みのひとつである。具体的には、CSRの標準を策定すること、企業に対して技術支援を行うこと、企業の行動規範の制定とモニタリング、技術支援などを行うNGOを支援すること、政府による技術協力のパートナーとして企業を採用することなどである。

### (3)自国民に対する啓発活動

児童労働によって生み出された商品の最終需要者である消費者を啓発し、意識改革を促すことも児童労働撤廃にとって重要な方策である。こうしたアドボカシー活動は、NGOの得意とするところであり、先進諸国政府のなかにはこ

うしたNGOへの支援を積極的に行っているところもある。また、児童労働問題に関する政府自身による調査研究活動は、国民の啓発に大きな役割を果たしているといえる。

加えて、政府自身の意識改革も重要である。そのために、アメリカでは、政府自身が児童労働によって生み出された物資を調達しないよう、政府調達のガイドラインが定められている。また、ドイツの援助実施機関であるドイツ復興金融公庫(KfW)では、開発援助を実施する際に遵守すべき指針である「環境社会配慮ガイドライン」において児童労働への配慮を行うことを明示している。

### (4)通商貿易政策を通じた取り組み

通商貿易政策に係わる政策対話においては、相手国の人権問題や労働政策が、しばしば議論の俎上にあげられる。より具体的には、開発途上国政府による児童労働撤廃を含む人権への配慮を、特恵関税制度の適用の条件とすることで、児童労働撤廃への当該国政府の行動を動機づけること、あるいは、より直接的に児童労働によって生産された財の輸入を禁止する

こと、などが施策の内容である。アメリカやEUの特恵関税制度には、児童労働撤廃への取り組みが組み込まれている他、北米自由貿易協定(NAFTA)をはじめとする個別の貿易協定においても児童労働問題への言及がなされるなど、積極的な対応を行っている。

### ●おわりに

これまでみてきたように、先進諸国は児童労働問題に様々な形で取り組んでいるが、児童労働が開発政策の主要課題となっているとまではいえない状況にある。我が国においても、政策レベルでこの問題を取り上げるには至っていない。しかしながら、人間の安全保障を目指す我が国の援助の基本方針に照らしてみれば、児童労働問題を避けて通ることは適当ではない。今後、政策レベルでのコミットメントと具体的な実施面での積み重ねによって、我が国政府が児童労働問題に対して積極的に対応していくことが望まれる。

(いりがき ひでとし/国際協力機構 産業開発・公共政策部)